

「(仮称) 白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)をつくる会」

第17回全体会議・ワークショップの概要

日 時 平成22年6月5日(土) 午後1時34分～4時30分

会 場 庁舎4階 会議室404

出席委員 飯島、五十嵐、内山、遠藤、金子、日下、古嶋、嶋津、野口、橋本、平田、藤巻、
(敬称略) 松井、吉野

学識経験者 牛山教授

事務局(町職員等) 高澤、河野、岩楯、神田、山岸、高山

配布資料 別添のとおり



1 本日の内容

(1) 全体会議

ア 第14回～第16回の全体会議での委員の意見等を踏まえて作業部会が修正した「第8回作業部会の記録シート」を使用し、修正した主な点などについて、文言等を確認した。

㊦ 主な修正点は以下のとおりである。

○Ⅱ-2 ③ 学習権の表記を再検討した。

○Ⅲ-1 ①・② まちづくり・住民協働の定義を整理した。

○Ⅲ-2 中項目の名称を「住民参画のしくみ」から「住民参画」に変更した。

④ 住民参画(旧④)と附属機関への参画(旧⑥、⑦)を統合し、1つにした。

①・②・④について、考え方の記載が無かったため新たに記載した。

旧⑤ 行政区の役割等を削除 *地域自治の項目に移動

旧⑩(情報公開)を削除 *情報公開の項目で議論

○Ⅳ-1 主語を「町」から「行政」に変更

○Ⅳ-4 中項目を統合(行政組織・財政→行政運営)したことにより趣旨も統合

○Ⅴ-1 ③の考え方に記載されていた事項が、一部①と④の考え方と同様であるため、③を①と④に組み入れた。

㊧ 委員からは、以下のとおり意見等があった。

○Ⅲ-2④考え方について「担保し」→「保障し」

○「原則として公募を取り入れたり」

→○「原則として公募を取り入れ、また、」(※公募を取り入れていけば良い。)

→×「公募を原則とし」・・・すべて公募にするということではない。

○「PDCA(マネジメントサイクル)」について解説を設けた。

○行政評価・・・監査委員（首長が任命）

外部評価（町村は義務ではない。）

○「他の市町村」→「他の市区町村」※都を入れたので

イ 大項目「Ⅵ地域自治・コミュニティ」の中項目「1行政区（自治会）」について

○①行政区・・・町は行政区設置規則を定め、住民は住所を有した行政区に入っている。

※行政区設置規則に定めている行政区長等の職務と実態がかけ離れてしまう。

→どうするか？

○ r 自治会・・・住民が自発的に作ったもの。参加は自由。

○ r 新たな自治組織として捉えるか。

○この条例で「行政区」を定めるのか？

○どのレベルまで書くのか？

○地域における住民自治組織→中項目名の見直し

⇒中項目「1行政区（自治会）」では、町が設置した「行政区」（※エリアのこと）という言葉を使用して、実態は自治会（※任意の組織）の活動に近いことを書くのは難しい。全体会議では、この中項目で何を書くのか、その方向性を確認することができなかったため、作業部会が作成した「内容」や「考え方」の案（中身）まで確認することができなかった。

そこで、中項目「2地域活動」と併せ、改めて作業部会で大項目「Ⅵ地域自治・コミュニティ」の案を作成することとなった。

(2) ワークショップ

ワークショップに入る前に、大項目「Ⅶ情報公開・情報共有」について、牛山教授から簡単にアドバイスをいただいた。

○情報が共有されなければ、賛成も反対もできないし、意見なども言うことができないので、この項目は重要である。

○情報公開条例などが整備され、町民に対して情報が公開されたり、提供されたりしているので、それについて、町民の権利などをどのように保障するのか、そのために何を原則とし、どのような情報を公開するのかなどの基本的なことをまとめていく。

⇒今回の続きの議論は、次回第18回ワークショップで行う。

(3) その他

ア 次回のワークショップの内容

⑦ 大項目「Ⅶ情報公開・情報共有」について、本日の議論の続きを行う。

- ㊦ 各委員が事前に行う「宿題」を基に、大項目「Ⅷ（住民投票）」の中項目、「意義」、「範囲」、「制度」、「住民の参画（住民投票）」の内容や趣旨、その考え方を検討する。

※中項目を集約することもありうる。

イ 大項目「Ⅷ（住民投票）」について、牛山教授からのアドバイス

○市町村合併の是非を住民投票で行った自治体もある。また、自治体の方向性を決める重要な施策の是非についても住民投票を実施したいという意向がある。特に自治基本条例を制定した自治体では、一般的な制度として住民投票を実施すると規定しているところが多い。

○法律上の解釈では、住民投票より議会が優先されることが通説である。議会や首長に遵守する努力義務を書くことが多い。

○白岡町の町政のありようや地域の実態を踏まえて、何を書くか、どこまで書くかは全員の意欲と気持ちによる。

○住民投票が行われるまでの仕組みづくりや住民投票を実施した後の結果の扱いなど、実施に当たっての様々な要件を考える。

○住民投票を実施できる場合の発議要件、開票のための票割合、署名要件、投票ができる人の年齢要件など、どこまでを条例で定めるのかを決める必要がある。

○どこまでを定めるかによって、条例全体のバランスを考える必要がある。住民投票を実施するための詳細な要件を「別の条例に定める」と書く場合もある。

ウ その他

- ㊦ 第14回議事録及び第14回概要の確認を6月11日（金）までに行う。

- ㊦ 本日の会議終了後、第9回作業部会の日程等について打ち合わせを行う。

2 次回の日程

6月19日（土）午前9時から、庁舎の会議室404で行う。

(仮称) 白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)をつくる会 第17回全体会議及びワークショップ

1 日 時 平成22年6月5日(土) 午後1時30分～4時30分

2 場 所 庁舎 4階 会議室404

3 内 容

全体会議では、作業部会が修正した、条例の素案に盛り込む項目案の大項目「総論」から「議会」までの確認・検討、及び大項目「地域自治・コミュニティ」の3つの中項目の案を基に、内容や趣旨、その考え方等を検討します。

ワークショップでは、大項目「情報公開・情報共有」の3つの中項目の具体的な内容等についての議論を行います。

4 プログラム

時間の目安	内 容
13:30	開会
13:30～13:40	あいさつ(「つくる会」内山会長・高澤秘書広聴課長)
13:40～16:20 (適宜休憩)	1 全体会議(議長：内山会長) (1) 作業部会が修正した、条例の素案に盛り込む項目案の大項目「総論」から「議会」までの確認・検討を行います。 (2) 作業部会が作成した、条例の素案に盛り込む項目案の大項目「地域自治・コミュニティ」の中項目「行政区(自治会)」、「地域活動」、「行政区の役割と責務」の案を基に、内容や趣旨、その考え方等を検討します。 2 3グループによるワークショップ ※作業内容については、裏面のとおりです。 (1) <u>皆さんが事前に行った宿題を基に</u>、大項目「情報公開・情報共有」の中項目「範囲」、「公開と提供の原則(罰則)」、「共有のしくみ」の具体的な中身(内容)について、その内容や考え方等を議論します。 (2) グループごとに発表します。
16:20～16:30	事務連絡
16:30	閉会

ワークショップの進め方

本日のワークショップでは、条例の素案に挙げる「内容」や「考え方」などを具体的に作成していきます。特に、「**考え方**」を作成することは、「**条例の素案**」の内容が、**町民の皆さん**に理解してもらえるものになるかどうかを左右する重要な作業です。

★「**考え方を作成する**」とは、**みなさんの「想い」を明確に文章にすること**を言います。『**考え方（想い）**』があるからこそ、その内容になる」のです！！★

「**情報公開・情報共有**」の中項目「**範囲**」、「**公開と提供の原則（罰則）**」、「**共有のしくみ**」の内容はどのようなものになるの？

【**範囲**】町民と町（行政）が「**情報**」として公開・共有すべきものは何か、また、どこまでを公開・共有すべきか、について明確にする項目です。

「**白岡町情報公開条例**」や「**白岡町個人情報保護条例**」、今までに議論してきた他の中項目で「**責務**」として書きたかった「**情報公開・守秘義務**」等の内容も念頭に置いてください。

【**公開と提供の原則（罰則）**】町（行政）が町民に対し、どのように情報を公開し、提供すればよいのかを明確にする項目です。

【**共有のしくみ**】町民と町（行政）がお互いに情報を提供し、共有するためのしくみとはどのようなものかを明確にする項目です。

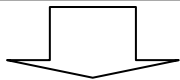
※今までに議論してきた「**全体**」の「**バランス**」なども考慮しながら議論してください。

* * * * *

【「**情報公開・情報共有**」の中項目「**範囲**」、「**公開と提供の原則（罰則）**」、「**共有のしくみ**」の具体的な内容等について】

- ①「大項目「**情報公開・情報共有**」で挙げた中項目「**範囲**」、「**公開と提供の原則（罰則）**」、「**共有のしくみ**」の具体的な中身（内容）とその趣旨、考え方等について話し合います。議論した内容等について、「**別紙9**」に記録します。

各委員が考えてきたものを基に、「具体的にどのような内容（中身）を盛り込みたいのか」、「それはどのような趣旨なのか」、「なぜその内容を盛り込みたいのか（考え方等など）」について話し合ってください。また、書記の方は、経過や結果等についての議論を「**別紙9**」に**記録**してください。



特に、「**なぜ（考え方）**」に当たる部分は、メモ程度で結構ですので、必ず残してください。また、集約作業においても残してください。

- ② ①の作業で出した意見等を集約する作業を行います。

①の作業で出た意見等を基にして、グループとして**内容、趣旨、考え方**などを集約していきます。書記の方は、項目1つにつき1シートを使用して**清書**してください。（※別紙9を提出）。



- ③ どのような内容になったのか、どのような考え方からその内容を盛り込みたいのかなど、その**内容、趣旨、考え方**などについて発表を行います。

②の作業の経過や結果等について、グループごとに発表してください。



終了です。お疲れさまでした！



第7回 作業部会の記録シート(H22. 4. 26)

大項目 議会 中項目 議会の責務

H22. 5. 1 現在

1 内 容 ※文章化してください。

【4/5第6回作業部会の案】※4/17の全体会議で諮ったもの

- ①議会は、町の意味決定機関として、この条例の理念を遵守するとともに、住民の生活と権利を守り、住民の福祉向上と地域生活の発展を目指し、自らも政策の提言及び条例の立案に取り組み、自治の推進に努めます。
- ②議会は、行政と協力し、又はけん制し、統制し、良好な緊張関係を保ちながら、町政運営の監視に努めます。
- ③議会の会議は原則可視化し、これを公開します。また、住民と議会をつなぐ活動を積極的に行い、住民に対し、審議の内容及び経過について、定例会ごとにわかりやすく説明することに努めます。
- ④議会は、住民の意思を的確に反映した行政運営の実現のために、住民と対話しながら行政評価を行い、情報の共有に努めます。

【4/17第14回つくる会全体会議での委員の意見】

- ☐・②「又はけん制し、統制し」を削除、「協力し、」を削除
・「良好な緊張関係」とは?→文言変更へ
- ☐ ③「可視化し」を削除→「原則、公開とします。」
- ☐ ③2項目に分ける。→「会議の公開」と「わかりやすく説明する。」
- ☐ ④「定例会ごとに」を削除
- ☐・⑤行政評価と⑥情報共有に分ける。
・「行政評価を行う」とは?
・行政評価←行政の責務にもある。
・⑤、⑥は①～④の内容と重複しているのでは?
→作業部会で再検討。(考え方も作業部会で再度、作成する。)

【4/26第7回作業部会の案】※追加・修正した部分はゴシック体

- ①議会は、町の意味決定機関として、この条例の理念を遵守するとともに、**町民**の生活と権利を守り、**町民**の福祉向上と地域生活の発展を目指し、自らも政策の提言及び条例の立案に取り組み、自治の推進に努めます。
- ②**議会は、町民の意思を的確に反映した行政運営の実現のために、行政の監視に努めます。**
- ③議会の会議は原則、公開とします。
- ④**議会は、町民と議会をつなぐ活動を積極的に行い、町民に対し、審議の内容及び経過について、わかりやすく説明することに努めます。**

2 趣 旨 ※上記の文章にした趣旨(ねらい)を記入します。

【4/5第6回作業部会の案】※4/17の全体会議で諮ったもの

この条例の理念を実現する上で、議会が住民の信託に応えるために担うべき役割(果たすべき責任)は何かを明確にする項目です。

【4/17第14回つくる会全体会議での委員の意見】 なし

【4/26第7回作業部会の案】※追加・修正した部分はゴシック体

この条例の理念を実現する上で、議会が**町民**の信託に応えるために担うべき役割(果たすべき責任)は何かを明確にする項目です。

3 考え方 ※どうしてその表現内容になったか、考え方などを記入します。

【4/5第6回作業部会の案】※4/17の全体会議で諮ったもの

議会運営については、地方自治法に規定がありますが、議会の政策立案や住民との協働等に関する規定がないので、自治基本条例で規定する意味があると考えます。

- ①議会は、住民の意思を踏まえて合議し、決定する住民の代表機関です。議会は、行政の基本を決定する議決機関でもあります。条例の制定・予算の決定などについて、議会の重要な役割であるので、地方自治法第96条に規定されていますが、あえて文言として入れておいたほうが良いという意見がありました。しかし、地方自治法で規定している議会の議決

事件を1つずつ挙げていくと、書いてあることだけに捉われてしまう恐れがあるので、ここでは、大きく「議会の役割」と捉え、「町の意思決定機関」と表現しました。

②議会は町政(行政)と対立したり、馴れ合いになったりするのではなく、互いに監視し合う関係であってほしいため明記しました。町政運営の監視とは、町長を代表とする執行機関の「行政執行」を監視し、けん制し、統制していくことであり、具体的には、予算、決算、重要な契約の締結、各種の調査権など、地方自治法に規定されています。

③議会は、住民の立場に立って、行政・執行機関を抑制、監視するチェック機関でもあります。議会はその透明性を高め、清潔で政治倫理の高い議会を確立するためにも、会議を公開し、説明責任を果たすことが必要です。議会は、議会内部の議論に終始するのではなく、常に住民の意向を把握し、住民要求の実現に努力する責任があります。議会は常に住民の意向を踏まえて議員提案条例などの立法権を行使することも大切です。開かれた議会運営として、「日曜議会の開催」、「議会のテレビ中継」、定期的な(常設的)「住民と議会の対話集会」などが進められている議会などもあり、今後は議会基本条例が検討されても良いと思います。また、「議会だより」をより見やすく、わかりやすく充実させることで、さらに住民に身近なものになると思います。

④議員は住民の代表として選ばれているので、住民の意見を反映して議会で話し合っていると思います。さらに、住民の意思を的確に反映するには、住民の声を広く聴くことが大切と考えたため、「住民と対話しながら」と入れました。

なお、「町政の監視と報告義務」という中項目がありましたが、「町政の監視」も「報告義務」も議会の責務だろうということで、あえて独立させず、この中項目に含めました。

(地方自治法から抜粋)

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 一 条例を設け又は改廃すること。
- 二 予算を定めること。
- 三 決算を認定すること。
- 四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除く外、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
- 五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
- 六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
- 七 財産を信託すること。
- 八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分すること。
- 九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
- 十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
- 十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
- 十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、斡旋、調停及び仲裁に関すること。
- 十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。
- 十四 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。
- 十五 その他法律又はこれに基づく政令(これらに基づく条例を含む。)により議会の権限に属する事項

② 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件(法定受託事務に係るものを除く。)につき議会の議決すべきものを定めることができる。

第百九条の二 普通地方公共団体の議会は、条例で議会運営委員会を置くことができる。

② 議会運営委員は、会期の始めに議会において選任し、条例に特別の定めがある場合を除くほか、議員の任期中在任する。

③ 前項の規定にかかわらず、閉会中においては、議長が、条例で定めるところにより、議会運営委員を選任することができる。

④ 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する。

- 一 議会の運営に関する事項
- 二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- 三 議長の諮問に関する事項

⑤ 前条第五項から第九項までの規定は、議会運営委員会について準用する。

【4/17第14回つくる会全体会議での委員の意見】

- ・②言葉として厳しすぎる。敵対関係ではないはず。→「又はけん制し、統制し」を削除
・議会は行政を監視するものである。→「協力し、」を削除
- ③「可視化」とは、みんなに見えるようにすることである。＝「公開する」(見えていること)である。→「可視化し」を削除
- ④「定例会ごとに」は、要らないのではないかと。
→努力目標ではやらないことがあるので、具体的に何について説明するかを明示して規制する方が良い。
→条例なので、「努める」でも、書けば強制力持つことになる。
→ここで説明してほしいのは、定例会だけではないので「定例会ごとに」を削除

【4/26第7回作業部会の案】※追加・修正した部分はゴシック体

議会運営については、地方自治法に規定がありますが、議会の政策立案や町民との協働等に関する規定がないので、自治基本条例で規定する意味があると考えます。「努めます。」という表現については、この条例に書けば、規制的な意味合いになりますので、町民が議会に対し、是非やっていただきたいという強い思いを表現しています。

①議会は、町民の意思を踏まえて合議し、決定する町民の代表機関です。議会は、行政の基本を決定する議決機関でもあります。条例の制定・予算の決定などについて、議会の重要な役割であるので、地方自治法第96条に規定されていますが、あえて文言として入れておいたほうが良いと言う意見がありました。しかし、地方自治法で規定している議会の議決事件を1つずつ挙げていくと、書いてあることだけに捉われてしまう恐れがあるので、ここでは、大きく「議会の役割」と捉え、「町の意思決定機関」と表現しました。

②議会は、町民の立場に立って、行政・執行機関を抑制、監視するチェック機関です。このため、議会は行政と対立したり、馴れ合いになるのではなく、行政と議会が良好な緊張関係(連携)を保ちながら、行政の執行が適切に行われているかを監視する必要があります。

行政の監視とは、具体的には、予算、決算、重要な契約の締結、各種の調査権など、地方自治法に規定されている権利を行使して行います。町長を代表とする執行機関の「行政執行」を監視し、けん制し、統制していくことをイメージしていますが、「けん制・統制」は言葉として強すぎるし、議会と行政は敵対関係ではないため、そのようなマイナスのイメージを与える言葉は削除することにしました。また、議会の役割は、行政を監視するのであり、監視する相手と協力するのはおかしいということから、「協力し」を削除しました。

なお、「町政運営の監視」と「行政評価」の意図する内容が重複していたことと、そもそも行政評価は行政が自ら行うものであり、議会が行うものではないため、②のように「行政の監視」としました。

※「公開すること」と「わかりやすく説明する。」ことについては2つの要素が入っていたので分けました。

③議会はその透明性を高め、清潔で政治倫理の高い議会を確立するためにも、会議を公開し、説明責任を果たすことが必要です。議会は、議会内部の議論に終始するのではなく、常に町民の意向を把握し、町民要求の実現に努力する責任があります。議会は常に町民の意向を踏まえて議員提案条例などの立法権を行使することも大切です。開かれた議会運営として、「日曜議会の開催」、「議会のテレビ中継」、定期的な(常設的)「町民と議会の対話集会」などが進められている議会などもあり、今後は議会基本条例が検討されても良いと思います。

町民としては、定例会だけではなく、臨時議会や委員会の会議についても情報がほしいので、あえて具体的には明記しないこととしました。また、町民に分かりやすく説明することは大前提です。ただ説明するだけでは町民にとって分かりやすいとは言えないので、あえて表記することとしました。

④町民がまちづくりにもっと主体的に関わるためには、住民が議会をもっと身近なものに感じる大切です。そのためにも、町民と議会をつなぐ活動をもっと行ってほしいと思います。また、「議会だより」をより見やすく、わかりやすく充実させることで、さらに町民に身近なものになると思います。

※情報を共有することについては、大項目Ⅶ「情報公開・情報共有」で議論するので、ここでは削除しました。

※「町政の監視と報告義務」という中項目がありましたが、「町政の監視」も「報告義務」も議会の責務だろうということで、あえて独立させず、この中項目に含めました。

※このシートを提出してください。

第7回 作業部会の記録シート(H22. 5. 1)

大項目 議会 中項目 議員の責務

H22. 5. 1現在

1 内 容 ※文章化してください。

【4/5第6回作業部会の案】※4/17の全体会議で諮ったもの

- ①議員は、住民の代表として清廉潔白でなければならず、自らの資産を公開するものとします。
- ②議員選挙は、選挙の公営化を推し進めるとともに、候補者は、政権(公約)を述べ、有権者に選択の材料を提供しなければなりません。
- ③議員は、住民の代表として選ばれた責任を持って住民の信頼に応え、職務の遂行に当たらなければなりません。
- ④議員は、積極的に行政運営に関する情報を収集し、広く住民に報告しなければなりません。また、議会開催前に町民の意見を聞く集会及び議会開催後に報告集会を開かなければなりません。
- ⑤議員は、日常の議員活動や考え方について、住民にわかりやすく説明しなければなりません。
- ⑥議員は、住民とともに活動し、まちづくりに関する政策能力の自己研鑽に努め、住民の意思が町政に反映されるように政策を立案しなければなりません。また一町民として地域の自治を実現しなければなりません。
- ⑦議員は、活動で知り得た住民の個人情報を守秘しなければなりません。
- ⑧議員は、町政監視の責務を果たします。

【4/17第14回つくる会全体会議での委員の意見】

- ☐ 議員の活動の何を責務として書きたいのか。
- ☐ 書きぶり。他の条文とのバランスを考える。
 - ・「～なければならない。」(「議会の責務」では「～努めます」。)
- ☐ ①清廉潔白と資産公開を分ける。
 - 「公正かつ誠実に」(作業部会の案①より)職務を遂行します。
 - 「住民の代表として、政治倫理に努めます。」
- ☐ ②「選挙公営化」とは何か？
 - 一定のルールで誰もが参加できるようにすること。※町では選挙運動の一部を公費(例 はがき、ポスター等)
 - 「候補者」は「議員」ではない。⇒②は削除
- ☐ ③を①に持ってくる。①を説明責任として③に。
- ☐ ③「議員は説明責任を果たすものとする。」例示として、資産公開など。・・・④、⑤を合体させる。
- ☐ ⑥削除(一町民としてなので、住民の責務)
- ☐ ⑦削除(全体に関わるイメージ)
- ☐ ⑧削除(町政の監視は議会の責務)

【4/26第7回作業部会の案】※追加・修正した部分はゴシック体

- ①議員は、町民の代表として責任を持って町民の信頼に応え、政治倫理の確立に努め、公正かつ誠実に職務を遂行します。
- ②議員は、説明責任を果たすように努めます。

2 趣 旨 ※上記の文章にした趣旨(ねらい)を記入します。

【4/5第6回作業部会の案】※4/17の全体会議で諮ったもの

この条例の理念を実現する上で、議員が住民の信託に応えるために担うべき役割(果たすべき責任)は何かを明確にする項目です。

【4/17第14回つくる会全体会議での委員の意見】 なし

【4/26第7回作業部会の案】※修正した部分はゴシック体

この条例の理念を実現する上で、議員が町民の信託に応えるために担うべき役割(果たすべき責任)は何かを明確にする項目です。

3 考え方 ※どうしてその表現内容になったか、考え方などを記入します。

【4/5第6回作業部会の案】※4/17の全体会議で諮ったもの

※①と②については、白岡町の自治基本条例の特徴となるものです。

- ①議員は住民の代表として清廉潔白であることを、町民は期待しています。町民の代表として選ばれた誇りと責任を持って

町民の信頼に応え、町全体の利益のために、公正かつ誠実にその職務を遂行しなければなりません。「政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律」第7条の規定に基づき、白岡町長の資産等の公開に関し必要な事項を定めた条例や、国レベルでの議員の資産の公開は実現していますが、地方議会では進んでいないので、白岡町議会で率先して議員の資産を公開してほしいと考えます。

②選挙は民主主義の基本であり、明るく正しいものでなければ議会制民主主義は死滅してしまいます。議会が公正な選挙で選ばれた議員によって、構成されなければその責務を果たせません。議員も不正な手段で選ばれたり、有権者が政策や政治姿勢を理解することなく選出しなければ、議員の責務を果たせるはずがありません。他の市町村での自治基本条例ではほとんど選挙に触れていませんが、住民が主権者として行動する極めて大事な行為について盛り込みたいと考えました。

選挙は、候補者本位でなく、政策を争い、有権者本位に行わなければなりません。選挙公営化で選挙公報を充実し、政見放送やネットを活用し、有権者に判断材料をより多く提供する必要があります。また、候補者も地盤・看板型の名前連呼選挙から脱し、個人合同演説会の開催、(公職選挙法では町村会議員には町村会議員には立会演説会が認められていないので、)候補者討論会等を行い、住民に積極的に自らの政権を述べ、明正選挙を実践することが、議会制民主主義の確立に極めて大事なことです。議員の選挙公報や政見放送は公約として住民の預かり証文にもなり、議員のチェック材料にもなります。

③議員は、私たち町民の代表として選ばれた誇りと責任を持って、住民の信頼に応え、町全体の利益のために、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。なお、「職務」とは具体的には、意思決定機関として住民の意思を決定する役割のことをして示しています。議会の責務「①議会は、町の意味決定機関として、この条例の理念を遵守するとともに、住民の生活と権利を守り、住民の福祉向上と地域生活の発展を目指し、自らも政策の提言及び条例の立案に取り組み、自治の推進に努めます。」を「職務」として準用します。

④議員は、私たち町民の代表として選ばれているので、行政の情報を得ることができる権限を最大限に活用し、住民がもっと行政に関心を持つようになるため、集会や報告を具体的に義務化したいと考えます。これにより、行政に対する監視機能が働きます。議員によって集会の方法だけではないので、議会開催前後の集会を義務化することを「努める」にできないか、という意見がありましたが、そういう能力がある議員を求めているので、この表現のままとしました。

⑤議員活動は議会開会中のみならず、年間を通した毎日が議員活動とも言えます。議員歳費(政務調査費を含む)を受ける議員は、住民に自らの議員活動について住民にわかりやすく説明や報告するための努力をする必要があります。

⑥は議員個人に期待する内容です。住民の目線に立って対話に努め、住民の意思の把握を心がけ、真摯に議員活動に努めることは必要です。また、党利党略に縛られず、民意を代表する個々の議員の意思を反映することは大事であると考えます。

⑦公としての議員は、個人情報を知り得る立場にあると考えます。住民の信頼に応えるため、積極的な情報提供を求めますが、その際には、議員は「地方公務員法」の「守秘義務」からは除外されていても、知り得た秘密を守る必要はあると考えます。

⑧議員は議会の一員として、住民の信託に応えるため、町政を監視する必要があります。

※「町政の監視と報告義務」という中項目がありましたが、「町政の監視」も「報告義務」も議員の責務だろうということで、あえて独立させず、この中項目に含みました。

(政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律から抜粋)

第一条 この法律は、国会議員の資産の状況等を国民の不断の監視と批判の下におくため、国会議員の資産等を公開する措置を講ずること等により、政治倫理の確立を期し、もって民主政治の健全な発達に資することを目的とする。

(地方自治法から抜粋)

第百条第一項 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務(自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。)に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

※調査権は、「議会」にある。

(公職選挙法から抜粋)

第一条 この法律は、日本国憲法に則り、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明且つ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期することを目的とする。

【4/17第14回つくる会全体会議での委員の意見】

- ・①資産公開をするメリット(政治の透明性)と、プライバシーの関係。「資産公開」までは細かいので、説明責任の例示へ。
 - ・「清廉潔白」の言葉を変えたい。人格のことか、職務のことか？
 - 「公正かつ誠実に」(作業部会の案①より)職務を遂行します。
 - 「住民の代表として、政治倫理に努めます。」
- ②「選挙公営化」とは、一定のルールで誰もが参加できるようにすることであり、町では選挙運動の一部を公費(例 はがき、ポスター等)。「候補者」は「議員」ではないし、選挙を行うのは選挙管理委員会である。⇒②は削除
- ③議員の日常活動と政治活動を区別できないので、「議員は説明責任を果たすものとする。」その例示として、資産公開など。(④、⑤を合体させる。)

【4/26第7回作業部会の案】※追加・修正した部分はゴシック体

①議員は町民の代表として清廉潔白であることを、町民は期待しています。町民の代表として誇りと責任を持って町民の信頼に応え、町全体の利益のために、公正かつ誠実にその職務を遂行しなければなりません。なお、「職務」とは具体的には、議会の責務「①議会は、町的意思決定機関として、この条例の理念を遵守するとともに、町民の生活と権利を守り、住民の福祉向上と地域生活の発展を目指し、自らも政策の提言及び条例の立案に取り組み、自治の推進に努めます。」を議員一人ひとりが果たすことです。

※この条例の定義で「町民」として広く捉えている人々に選ばれている訳ではないので、「選ばれた」を削除しました。

②議員活動は議会開会中のみならず、年間を通した毎日が議員活動とも言えます。議員歳費(政務調査費を含む)を受ける議員は、自らの議員活動について町民にわかりやすく説明や報告するための努力をする必要があります。議員は、私たち町民の代表として、行政の情報を得ることができる権限を最大限に活用し、町民がもっと行政に関心を持つようにするために、町民に説明することが求められています。なお、説明する事項の中には、①で言う「政治倫理の確立」に関連し、議員の資産の公開も含めてほしいと考えています。「政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律」第7条の規定に基づき、白岡町長の資産等の公開に関し必要な事項を定めた条例や、国レベルでの議員の資産の公開は実現していますが、地方議会では進んでいないので、白岡町議会では率先して議員の資産を公開してほしいと考えているからです。

※②の選挙について、有権者としては、候補者を選ぶ材料を提供していただくのは極めて重要であり、白岡町の条例として特徴的なこととして書きたいところでしたが、公職選挙法に違反することなく、条例にすべてを書くことは困難であることと、選挙を行うのは選挙管理委員会であり、また「候補者」は「議員」ではないことから、「議員の責務」からは削除しました。⑥については一町民としての議員個人のことであり、「町民の責務」に含まれるため、削除しました。⑦については、議員に限ることではなく、知り得た秘密を守るとは町民にも行政にも当てはまることなので「議員の責務」だけではないことから削除しました。⑧については、「議員の責務」ではなく「議会の責務」ですので、「議員の責務」から削除しました。

※「町政の監視と報告義務」という中項目がありましたが、「町政の監視」も「報告義務」も議員の責務だろうということで、あえて独立させず、この中項目に含めました。

※「努めなければなりません。」の表現だと強制的な感じがするので、議員の自主性に期待し、「努めます。」に変更しました。

【5/1第15回つくる会全体会議での委員の意見】

□ 「選挙を行う」のは選挙管理委員会なので、「選挙を実施する」または「選挙事務を行うのは」に変更する。

□ ※⑦議員の守秘義務について

- ・個人情報の保護→行政の責務にもある。⇒大項目「情報公開」でまとめる。
- ・「地位利用」(立場上知り得た情報の利用)と、個人情報の保護は別のことである。

【5/1第15回つくる会全体会議での委員の意見を踏まえたもの】※追加・修正した部分はゴシック体(該当部分のみ抜粋)

※②の選挙について、有権者としては、候補者を選ぶ材料を提供していただくのは極めて重要であり、白岡町の条例として特徴的なこととして書きたいところでしたが、公職選挙法に違反することなく、条例にすべてを書くことは困難であることと、選挙事務を行うのは選挙管理委員会であり、また「候補者」は「議員」ではないことから、「議員の責務」からは削除しました。⑥については一町民としての議員個人のことであり、「町民の責務」に含まれるため、削除しました。⑦については、議員に限ることではなく、知り得た秘密を守るとは町民にも行政にも当てはまることなので「議員の責務」だけではないこと、また、情報を守秘することについては、ここでは削除し、大項目Ⅶ「情報公開・情報共有」で議論することとしました。⑧については、「議員の責務」ではなく「議会の責務」ですので、「議員の責務」から削除しました。

(※～以下は同じ)

※このシートを提出してください。

第8回作業部会の記録シート(H22. 5. 26)

現在までに議論した、条例の素案の一覧(総論～行政)に「議会」を加え、第14回～第16回の全体会議を踏まえたもの

(H22.5. 現在)

項目 ↓ ※「趣旨」は見やすくするためこの欄に

大	中	趣旨	内容	考え方	備考
I 総論	1 理念	本条項は、当町が目指すべき方向、考え方を理念として明らかにするものです。	わたしたちは、白岡町の自然環境・文化・伝統を礎にして、個人として尊重され、安全・安心に暮らせる持続可能な地域社会を自らの意思と責任において、協働して実現することを目指します。	わたしたちは、個人として尊重されることは、まちづくりでも重要な精神です。相手を尊重し、理解することは、まちづくりを円滑に進める上で重要だからです。 次世代を担うこともたちに、町をふるさとして残し、誇れる町にするために、町が自治体として存続する必要があり、それには町民の力なくしてはあり得ません。 自治基本条例の実現は、自治の主権が町民であることにほかなりません。そのためにも理念において、住民自治を大きく掲げる必要があると考えます。 住民自治の実現には、町民・議会・行政の相互理解の深化なくして、実現は不可能であると考えます。そのため、三者の協力と情報の共有の必要性を明文化しようとするものです。	
I 総論	2 目的	※「前文」の議論と併せて議論するので、現段階では保留とする。	この条例は、白岡町における自治の基本原則と町政運営に関する町民の権利と責務、行政及び議会の責務を明文化し、本条例の理念の実現を図ることを目的とします。	※「前文」の議論と併せて議論するので、現段階では保留とする。	
I 総論	3 (定義)		※他の中項目から定義したい語句を抜粋しておく。 ・町民 ・住民協働 ・まちづくり		
II 町民	1 町民(定義)	この条例の中で使用される「町民」という用語の定義を定め、この条例で対象とするものを明確にします。	この条例において町民とは、白岡町に住所を有する者、町内に在勤、在学する者、町内で活動する者、及び事業を営んでいる者のことを言います。	白岡町のまちづくりにかかわる「町民」の範囲を定めるものです。地方自治法第10条で定める「住民」は、町内に住所を有する人で、外国人の方や法人を含んでいます。 ここでの「町民」は地方自治法で定める「住民」のほか、町内の事業所に勤務している人や町内の学校に通学している人、町内で市民活動や事業活動などのさまざまな活動を行っている個人や団体のことをいいます。 町民の範囲を広げて定義しているのは、行政需要の多様化、政策課題の広域化などの状況の中で、地域社会が抱える課題の解決やまちづくりを進めていくためには、いわゆる「町民」だけではなく地域社会における幅広い人々が力を合わせていくことが必要であるとの認識に基づきます。 住民参加を積極的に促すためには、個人、法人、任意の団体を問わず、広義に捉えるべきだと考えています。	

第8回作業部会の記録シート(H22. 5. 26)

現在までに議論した、条例の素案の一覧(総論～行政)に「議会」を加え、第14回～第16回の全体会議を踏まえたもの

(H22.5. 現在)

項目 ↓※「趣旨」は見やすくなるためこの欄に

大	中	趣旨	内容	考え方	備考
Ⅱ	町民 2 権利	町民がまちづくりに主体として関わる上での権利を示すものです。 権利を保障することで、町民自らが主体的に権利を行使し、住民自治のまちづくりを実現することができると考えます。	※「権利」全体について ① 町民は、まちづくりに参画する権利を有します。 ② 町民は、議会や行政の保有する情報を知る権利を有します。 ③町民は、まちづくりの主役として、自ら考え主体的に行動するため、必要な情報や考え方を学習する機会を得る権利を有します。	・「権利」で、他の法令等で規定しているものを、この項でこれもこれもと列挙するときりがなくなってしまうので、町民がまちづくりに主体的に関わることに絞って、そのための権利を挙げました。 ①まちづくりに関して、基本となる参画する権利を町民が有することを明記するものです。企画、実施、評価の段階に参画することが考えられます。 これについては、町民に、まちづくりに関して無関心ではなく積極的にかかわってもらいたいという思いが根底にあります。参画するためにはまず関心を持ってもらうことが大事です。そのためには、知ってもらわなければなりません。この「知る」ことについては、次の項にあります。なお、「参加してもう一步踏み出しかかわりあう」を考え、「参加」でなく「参画」としました。 地方自治法等に規定される請求権以外に、本条例ではより具体的な町政への参画も保障する意味で、本条例で規定されている「住民投票制度」に基づく請求権や投票権等、本条例の制定により新たに保障される仕組みも含め、「町民主体のまちづくり」を達成するための包含的な権利とします。 ②まちづくりの主体として参画するためには、議会や行政が保有する情報を知り、議会・行政と対等な立場で参画することが必要であると考えられます。このため、これらの行政情報を知る権利を保障するものです。なお、これを具体的に担保するものの1つとして「白岡町情報公開条例」があるものと考えます。 ③町民が主体となりまちづくりに関わり、自らも成長するために、積極的に学習するための機会を得る権利があることを規定しています。これは、町民が自治の主体として成長し、その役割を担うために欠かせない教育権を発展させた新しい概念であり、積極的に学ぶことで町民も協働のパートナーとして成長していくことを宣言的な意味で規定したものです。	
Ⅱ	町民 3 責務	ここでは、町民がまちづくりに関わる上で果たすべき責務、努力すべきこと、行動の規範などを示しています。 町民主体のまちづくりを進めるためには、自分たちが積極的にまちづくりに参加することが必要です。この条例の中で「責務」として規定することにより、町民自らが改めてその意味を考えることは町民主体のまちづくりの推進という観点から必要不可欠なことと言えます。	①町民は、まちづくりに関し、他者の意見や行動を尊重しなければなりません。 ②町民は、まちづくりに関し、自らの発言や行動に責任を持たなければなりません。 ③町民は、まちづくりと地域の課題解決のため、主体的に参加し、連携・協働のもと、行動をしなければなりません。	①まちづくりに関し、他者の意見や行動を尊重するという責務です。これは、まちづくりにかかわるすべての人々の意見や行動を尊重し、協働してまちづくりをしていこうということを表しています。 ②自らの発言や行動について責任を持つという責務は、まちづくりにかかわる上での発言や行動に責任を持たせることにより、まちづくりに真剣に取り組んでいただくことを期待しているものです。 基本的には、発言には責任が伴うと考えます。発言内容が「実現できるかどうか」で「責任の有無」を問う訳ではなく、「他人を傷つける発言」が無責任な発言だと考えており、発言自体を封じてしまうものではありません。 ③主体的に参加し、連携・協働のもと行動するという責務は、まちづくりへの住民の基本的姿勢を示すものです。「主体的」は「積極的」という意味も含み、まちづくりにかかわるものが、積極的にお互いに連携・協働して行動しようということを表しています。	
Ⅲ	住民協働 1 定義	この条例における、「まちづくり」及び「住民協働」という用語の定義を定めたものです。	①この条例においてまちづくりとは、町民がアイデアやパワーを寄せ合い、町と連携し、誰もが誇れる白岡町を作り出す活動のことを言います。 ②この条例において住民協働とは、町民・議会・行政がそれぞれの役割と責任を担い、信頼と合意の基に連携協働してみんなでまちづくりを進めることを言います。	①「まちづくり」の定義は、都市計画のような街をつくることだけに限定する場合がありますが、ここでは広く捉え、ソフト事業なども含めるため「誰もが誇れる白岡町を作り出す活動」としました。 ②協働の意味は、共通の目的実現のために協力し、働くことです。協働するためには、相手を理解し、信頼関係を形成していく過程から始める必要があります。 地方自治の本来の姿である「町民主体の町政」の実現に向け、町民・議会・行政がお互いの理解と信頼関係のもとでみんな一緒に協働してまちづくりを積極的に進めることが大切です。町民・議会・行政にはそれぞれの役割があるので、互いの役割を尊重しつつ、連携、協力しながらまちづくりを行うことを定めたものです。	

第8回作業部会の記録シート(H22. 5. 26)

現在までに議論した、条例の素案の一覧(総論～行政)に「議会」を加え、第14回～第16回の全体会議を踏まえたもの

(H22.5. 現在)

項目 ↓ ※「趣旨」は見やすくするためこの欄に

大	中	趣旨	内容	考え方	備考
Ⅲ 住民協働	2 住民参画	住民が協働のまちづくりにかわるための原則を定め、その機会を保障しています。	※「住民参画」全体について	行政とパートナーシップを築いて協働のまちづくりを行うためには、協働する者同士が同じレベル・意識でなくてはいけません。(学習する権利とかかわる) ここでは、委員会などを事業主体として育てるために、活動を促進、支援することが、まちづくりにつながると考えるため、パートナーとすることを明文化しました。	
			①政策決定等への住民参画は、協働を原則とします。	①については、この条例における協働の意味は、共通の目的実現のために協力し、働くことですが、協働するためには、相手を理解し、信頼関係を形成していくことが不可欠と考えます。 町が政策決定等を行うに当たっては、住民参画の下、町民と町が互いに理解と信頼を深めつつ、共通の目的を実現するために協働することを原則とするものです。	
			②町はまちづくりに関し、町民の提案等の把握に努めるとともに、町民から提出された提案等を尊重するものとします。	②については、地方自治の原則である住民自治を実現するためには町民の意向を最大限に尊重し、行政運営を行う必要があります。そのため、町民の意見や提案の把握に努めるとともに、町民から提出された提案を尊重することの重要性を定めたものです。 なお、積極的に町民の意向や提案を受けて町政に反映させるため、常時、町民の提案を受け付け、実現可能な提案は協働の理念に基づき、尊重して速やかに実行するような制度の創設が必要であると考えます。	
			③町は、まちづくりの重要な政策及び計画の策定に当たり、町民の意見を聴くとともに、提出された意見に対し、町の考え方を公表するものとします。	③の1つに、「パブリックコメント」があります。これは、まちの重要な政策や計画の策定の一連の過程を通じて町と町民との間で情報が共有化され、町民意見を反映させることにより、より一層の住民参加の促進が図られ、町政の公平性、透明性の確保にもつながる重要なしくみです。	
			④行政は、町民の意見を町政に反映させるため、政策の立案、実施、評価等の各段階において、幅広い町民の参画に努めます。そのしくみをつくるために、(仮)住民参画条例を別に定めます。	④では、大項目「町民」の中項目「権利」の内容①、「町民は、まちづくりに参画する権利を有します。」に関して、そうした権利を担保し、住民参画の仕組みを定めるため(仮)住民参画条例を別に定めることを規定したものです。そうした住民参画のしくみの1つとして「政策の立案、実施、評価等の各段階」に幅広い町民の参画に努め、PDCAサイクルの推進とともに、町民の意思を町政に反映させることを提案したものです。評価等を行う一つの手法として「事業仕分け」も有効と考えられます。 また、町民が政策の立案、実施、評価等の各段階に参画するというのは、具体的には、町の附属機関等の各種委員への町民の参画等のことです。 ここで言う附属機関等とは、地方自治法第202条の3第1項で規定されている、法律若しくは政令又は条例の定めるところにより置かれ、調停、審査、審議または調査等を行う機関の他、町長等が任意で設置する審議会等も含んでいます。 附属機関等の委員の選任に当たっては、それぞれの設置目的等に照らし、原則として公募を取り入れたり、町で定めている「男女共同参画プラン」に基づき、委員の男女構成比も考慮しながら、委員の選任を行う必要があります。政策形成過程における住民参画の有効な手段ですので、町には、より多くの町民の参画を可能にする取組として幅広い人材を募ることを期待し、町民に対しては、まちづくりに積極的に参画することで、成長しようという想いがあります。 ※当初の⑥⑦は、考え方に集約	
			⑤町は、町民から協働を求められたら誠実に対応しなければなりません。	⑤については、この条例では、町民・議会・行政がそれぞれの役割と責任を担い、信頼と合意の下に連携してみんなでまちづくりをすすめることを住民協働としています。 これからのまちづくりは、従来のように議会と町が進めるだけでなく、町民・議会・行政が互いにまちづくりの主体として、協働で公共サービスを担っていくという考え方があります。そうした、新たな公共の分野を開拓していくためには、町側からの提案ばかりでなく、町民側から提案で協働で求められた場合にも、この条例の理念に従い、町が誠実に対応することを求めるものです。	

第8回作業部会の記録シート(H22. 5. 26)

現在までに議論した、条例の素案の一覧(総論～行政)に「議会」を加え、第14回～第16回の全体会議を踏まえたもの

(H22.5. 現在)

項目 ↓※「趣旨」は見やすくなるためこの欄に

大	中	趣旨	内容	考え方	備考
Ⅳ	行政	1 行政の責務	この条例の理念を実現するために、行政が担うべき役割(果たすべき責任)を明確にする項目です	①行政は、町民の信託に応えるために、この条例の自治の基本理念にのっとり、協働と参画による行政運営に努めます。	①行政サービスは政策形成等が連続して、循環していくことが基本です。町は、住民自治を基礎に、総合的かつ計画的な行政運営を行い、町民の信託に応えなくてはなりません。そのためには、町民と行政が協働し、町が町民に向き合うことが大事です。町民の信託がない行政は立ち行かなくなってしまうからです。
			②行政は、町民の意向を的確に把握し、住民のニーズに応えた行政運営を行い、行政サービスの向上と住民福祉の増進に努めます。	②行政は、町民の願いや要求に常に気を配り、的確に町民ニーズに応える事が必要です。町民目線の行政運営は町民の実体をつかむ事なしに生れないからです。町民ニーズを的確に把握することにより、町民が求めている行政サービスが受けられるため、町民の満足度も上がり、住民福祉も増進され则认为ます。	
			③行政は、情報を公開し、また説明責任を果たし、町民参加のもと、行政評価の実施に努めます。	③行政は情報を公開し、町民参加のもとで行政評価を行い、その結果を私たち町民にわかりやすいかたちで公表し、町民が意見を述べる機会を設けるように努める必要があります。なお、行政評価の詳しいルールや仕組みについては、別に定めます。	
			④行政は、町民主体の町政運営を行うとともに、透明性がより開かれた町政運営に努めます。	④③で公開された情報に基づき、町民が参加して評価された結果に基づいて町政運営が見直され、改善されれば、行政課題や町民のニーズに対応した効率的で効果的な町政運営を進めることができると考えます。このように町政運営が透明であり、町民が参加する仕組みができれば、行政は町民の信託に応えることができると考えます。	
Ⅳ	行政	2 町長の責務	この条例の理念を実現するために、町の代表者として町政運営に当たる町長の責務を明確にする項目です。 町長は、町の執行機関の1つではありますが、町民による選挙で選ばれた代表として町民の信託を実現するため、町政の総合的な統一を確保する権限に基づき、町政運営の 基本方針 を明らかにするとともに、各執行機関との連絡を図り、一体として行政機能を発揮すること等の町長の責務を確認しています。	①町長は、この条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に職務にあたり、全力で住民協働によるまちづくりに当てる必要があります。私たち町民の信頼と期待にこたえ、信頼関係を築くことが、町政の透明性にもつながり、町民もこれを受け、主体的に行動しようという気持ちになると考えます。このことは、住民協働によるまちづくりを行う前提になります。	
			②町長は、町政運営の基本方針を定め、その実現に取り組まなければなりません。また、その結果について報告しなければなりません。	②町政運営は、私たちの生活に直接かかわってくことです。町長は町民から選ばれた町政運営の最高責任者ですので、町民にこれからの町の総合的かつ計画的なビジョンを示す責任があります。どんな町にしたいかを表明することが大事であると考えます。また、ビジョンの実現に向け、効率的で効果的な町の運営ができているか(血税意識を持って健全な町の運営ができているか)報告することも当然、必要だと考えます。 町は、総合振興計画等の計画を定め、それに基づいて政策や事業を展開し、財政上についても情報を公開しています。ここでは、既に作成しているものも活用し、もっと機会を捉えて町民に対してわかりやすく説明していくことが大事であることを意図しています。そうすることで、行政の透明性が高まり、町民がまちづくりについて関心を持つものになり、住民自治につながるものだと考えます。	
			③町長は、職員を指揮監督し、職員の能力の向上に努めるとともに、リーダーシップを発揮して町政運営及び健全な財政運営を行わなければなりません。	③町長は、職員を統括し、指揮監督するとともに、常に職員の能力や知識の向上に努め、社会情勢と行政需要に応じた「人材育成」と適切な「人材登用」を図る必要があります。町長のリーダーシップが発揮され、職員の模範となり、職員を引っ張っていくことを町民は期待します。 ここで言う「職員の能力の向上」とは、町長が職員に対して、自らが地域住民であることを自覚し行動することと、政策能力も執行能力も含めて町民が自治的にやることを評価できる能力のことを示しています。	
Ⅳ	行政	3 職員の責務	職員は、町政運営を日常的に執行する立場と町民とともにまちづくりを進める立場から、町政運営上の政策課題を見つけ出し、その解決に向けて力を発揮することが求められています。その役割(果たすべき責任)を明確にする項目です。	職員は、 全体の奉仕者であると同時に自らが町民である事を自覚し、まちづくりに必要な知識、技能等の向上を図りながら、誠実かつ公正で効率的に職務を果たさなければなりません。	職員も、この条例では、「町民」です。 職員は全体の奉仕者として、私たち町民の信頼にこたえ、町民の願いや要求を実現することを期待しています。 職員も一町民として、まちづくりに対する意識を持ち、まちづくりに必要な知識や技能等の向上を図り、地域のまちづくりなどにその役割を果たしてこそ、まちづくりを推進する専門スタッフと認められます。 また、町民は職員に対して、誠実かつ公正で効率的に職務を遂行することも期待しています。

第8回作業部会の記録シート(H22. 5. 26)

現在までに議論した、条例の素案の一覧(総論～行政)に「議会」を加え、第14回～第16回の全体会議を踏まえたもの

(H22.5. 現在)

項目 ↓ ※「趣旨」は見やすくするためこの欄に

大	中	趣旨	内容	考え方	備考
IV	行政 4 行政運営	行政運営のあるべき姿について明確にする項目です。白岡町が自立して地方自治を推進し、この条例の理念を実現するため、財政運営も含めた行政運営のあり方について明確にしています。	①行政の組織は、町民にわかりやすく、効率的かつ機能的であるとともに、社会情勢の変化に迅速に対応できるよう編制され、柔軟に運営されなければなりません。また、責任が明確化されていなければなりません。 ②行政は、町民の生命および財産の安全を確保するとともに、緊急時に備え総合的かつ機能的な危機管理体制の確立に努めなければなりません。 ③行政は、町民サービスの向上、広域的な課題の解決及び行政運営の効率化を図るため、国、他の地方公共団体及びその他の関係機関と連携をはかるよう努めなければなりません。 ④行政は、町民の権利利益を保護し、透明で公正な行政手続の確保をする必要があります。 ⑤行政は、総合計画や行政評価を踏まえ、短期及び中長期的な視点に立ち、費用対効果の検証を行いながら健全な財政運営を計画的に行わなければなりません。	①行政は「町民のための組織」であり、町民の「立場」、「目線」に立った行政組織である事が大前提です。「町民にわかりやすい」「親しみやすい」行政組織にするために、行政の「責任と権限」を明確にし、簡素で機能的であると同時に、柔軟、迅速に対応できる組織である必要があります。柔軟であれば、職員同士で情報を共有することができ、課の組織を超えた横のつながりもつくりやすいことから、「縦割り行政」ではなくなると考えます。(組織の透明性) ②危機管理体制の確立は、行政に課せられた社会的使命であり、危機対応能力は自治能力と行政能力を問われる課題でもあります。(危機管理) ③白岡町は白岡の町民だけで成り立っているわけではありません。他の行政組織や関係団体との連携協力が必要です。行政組織は国や都道府県及び他の市町村と連携強化をはかり、町民の権利と権益を守る必要があります。(広域連携) ④「白岡町行政手続条例」が制定されておりますが、町民の権利や利益を守り、透明で公正な行政手続を確保することで、町民との重要な信頼関係のしくみができると考えているため、ここではあえて明記しています。(公正な行政手続) ⑤限られた財源を効率的、効果的に活用するために、行政評価の結果を反映させ、無駄を排し、必要なものに財源を集中させる必要があります。自治体経営の観点からも、短期の年度だけでなく、中長期も見据えながら、持続可能な健全財政を確保し、費用対効果を追求する事が大切です。 また、町民に財政状況を明らかにすることにより、財源が税金であることを町民が確認するものとなり、税金の使途について関心を持つことにより住民自治にもつながるものと考えます。	

第8回作業部会の記録シート(H22. 5. 26)

現在までに議論した、条例の素案の一覧(総論～行政)に「議会」を加え、第14回～第16回の全体会議を踏まえたもの

(H22.5. 現在)

項目 ↓ ※「趣旨」は見やすくするためこの欄に

大	中	趣旨	内容	考え方	備考
V 議会	1 議会の責務	この条例の理念を実現する上で、議会が町民の信託に応えるために担うべき役割(果たすべき責任)は何かを明確にする項目です。	※「議会の責務」全体について ①議会は、町の意思決定機関として、この条例の理念を遵守するとともに、町民の生活と権利を守り、町民の福祉向上と地域生活の発展を目指し、自らも政策の提言及び条例の立案に取り組み、自治の推進に努めます。 ②議会は、町民の意思を的確に反映した行政運営の実現のために、行政の監視に努めます。 ③議会の会議は原則、公開とします。 ④議会は、町民と議会をつなぐ活動を積極的に行い、町民に対し、審議の内容及び経過について、わかりやすく説明することに努めます。	議会運営については、地方自治法に規定がありますが、議会の政策立案や町民との協働等に関する規定がないので、自治基本条例で規定する意味があると考えます。「努めます。」という表現については、この条例に書けば、規制的な意味合いになりますので、町民が議会に対し、是非やっていただきたいという強い思いを表現しています。 ①議会は、議会内部の議論に終始するのではなく、常に町民の意向を把握し、町民要求の実現に努力する責任があります。また、議員提案条例などの立法権を行使することも大切です。 議会は、町民の意思を踏まえて合議し、決定する町民の代表機関です。議会は、行政の重要事項を決定する議決機関でもあります。この、町民の意思を反映したまちづくりを行うことが一番重要な議会の役割と捉え、「町の意思決定機関」と表現しました。 ②議会は、町民の立場に立つて、行政・執行機関を抑制、監視するチェック機関です。このため、議会は行政と対立したり、馴れ合いになるのではなく、行政と議会が良好な緊張関係(連携)を保ちながら、行政の執行が適切に行われているのかを監視する必要があります。行政の監視とは、具体的には、予算、決算、重要な契約の締結、各種の調査権など、地方自治法に規定されている権利を行使して行います。町長を代表とする執行機関の「行政執行」を監視し、けん制し、統制していくことをイメージしています。 ③議会はその透明性を高め、清潔で政治倫理の高い議会を確立するためにも、会議を公開し、説明責任を果たすことが必要です。開かれた議会運営として、「日曜議会の開催」、「議会のテレビ中継」、定期的な(常設的)「町民と議会の対話集会」などが進められている議会などもあり、今後は議会基本条例が検討されても良いと思います。 ④町民がまちづくりにもっと主体的に関わるためには、住民が議会をもっと身近なものに感じる事が大切です。そのためにも、町民と議会をつなぐ活動をもっと行ってほしいと思います。また、「議会だより」をより見やすく、わかりやすく充実させることで、さらに町民に身近なものになると思います。 町民としては、定例会だけではなく、臨時議会や委員会の会議についても情報がほしいと思っています。このため、町民に分かりやすく説明することは大前提であり、ただ説明するだけでは町民にとって分かりやすいとは言えないので、あえて表記することとしました。	
	2 議員の責務	この条例の理念を実現する上で、議員が町民の信託に応えるために担うべき役割(果たすべき責任)は何かを明確にする項目です。	①議員は、町民の代表として責任を持って町民の信頼に応え、政治倫理の確立に努め、公正かつ誠実に職務を遂行します。 ②議員は、説明責任を果たすように努めます。	①議員は町民の代表として清廉潔白であることを、町民は期待しています。町民の代表として誇りと責任を持って町民の信頼に応え、町全体の利益のために、公正かつ誠実にその職務を遂行しなければなりません。なお、「職務」とは具体的には、議会の責務「①議会は、町の意思決定機関として、この条例の理念を遵守するとともに、町民の生活と権利を守り、住民の福祉向上と地域生活の発展を目指し、自らも政策の提言及び条例の立案に取り組み、自治の推進に努めます。」を議員一人ひとりが果たすことです。 ②議員活動は議会開会中のみならず、年間を通した毎日が議員活動とも言えます。議員歳費(政務調査費を含む)を受ける議員は、自らの議員活動について町民にわかりやすく説明や報告するための努力をする必要があります。議員は、私たち町民の代表として、行政の情報を得ることができる権限を最大限に活用し、町民がもっと行政に関心を持つようするために、町民に説明することが求められています。なお、説明する事項の中には、①で言う「政治倫理の確立」に関連し、議員の資産の公開も含めてほしいと考えています。「政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律」第7条の規定に基づき、白岡町長の資産等の公開に関し必要な事項を定めた条例や、国レベルでの議員の資産の公開は実現していますが、地方議会では進んでいないので、白岡町議会では率先して議員の資産を公開してほしいと考えているからです。	

第8回作業部会の記録シート(H22. 5. 26)

大項目 VI 地域自治・コミュニティ 中項目 1 行政区(自治会) H22. 現在

1 内 容 ※文章化してください。

【5/26第8回作業部会の案】

- ①町民は、地域において、行政区及び自治会の地域組織を自治の基本組織として、地域活動を通じてコミュニティの確立と、自治意識の向上を図り、地域の自治の実現を図るものとします。
- ②町は、行政区の地域社会における役割を認識し、協働のパートナーとして活動を育成、促進、支援するとともに、まちづくりへの参画の推進に努めるものとします。
- ③行政区は、行政区内に生活する町民が安全安心に暮らせる地域づくりを目指します。

【6/5第17回つくる会全体会議での委員の意見】

※作業部会の案を根本から作成しなおすこととなった。

【6/ 第9回作業部会の案】

2 趣 旨 ※上記の文章にした趣旨(ねらい)を記入します。

【5/26第8回作業部会の案】

「地域の自治」について、その基礎単位である行政区(自治会)の役割等を明確にするための項目です。

【6/5第17回つくる会全体会議での委員の意見】

【6/ 第9回作業部会の案】

3 考え方 ※どうしてその表現内容になったか、考え方などを記入します。

【5/26第8回作業部会の案】

現在、白岡町では行政区を設置しています。「行政区」とは、町における行政の健全な発展と円滑な運営を図るため、町の地域を画した区域のことをいい、政令市での「区」とは区別しています。行政区は白岡町では自治会と同義語です。

「地域自治」と言った場合には、この「行政区の区割り」のことだけではなく、ここでは地域(エリア)での地域活動などもすべて含めたものとして捉えています。「自治体の自治」と「地域の自治」は、自治を実現するための両輪であり、相互に向上することも可能となります。

「自治会」は自主的なものであり、町は行政区(自治会)を協働の重要なパートナーと考えているため、ここであえて「行政区」について明文化しています。

①町民が、自発的・主体的に地域づくりに関わるのが自治の基本です。町民は、既に自己実現を目指し、地域組織や目的別の集団活動を通じた地域活動の主体として、さまざまな活動を行っているので、その自己実現の活動を、今度は地域自治の担い手として、地域の人々と協力してコミュニティを確立するために努力することが大切です。コミュニティが活性化すれば、地域自治が育つと言えます。組織の運営主体は、町民により自主的・主体的に組織されたNPO、協議会、小学校区単位の地域組織などが中心となることが望ましい姿です。町民が育つためにも、大項目「町民」の中項目「権利」でも言うように、自らが向上し成長するため、成長や学習していく必要があります。

また、地域の代表・リーダーである行政区長も、自治のパワーを向上させるためには、地域住民と力を合わせる必要があります。

②行政(町)には、行政区の自主性を尊重しつつ、自治組織として育成、発展させるため、行政区を支援することを期待しています。

③行政区の活動として、安心安全な地域を目指し、交通安全パトロールや防犯の見回りなど、既に自主的な活動を行っています。このように、行政区内の町民が協力して、安全で安心して暮らせる地域を目指すことについて書いています。

(参考)白岡町行政区設置規則から

第1条 町における行政の健全な発展と円滑な運営を図るため、町の地域を画して行政区を設置する。

第2条 行政区の名称及び区域は、別表のとおりとする。

第3条 既存の行政区から新たに行政区を設置する場合における新設行政区の世帯数は、おおむね200世帯とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

第4条 行政区に行政区長及び区長代理者(以下「行政区長等」という。)をそれぞれ1名置く。ただし、行政区の実情により、区長代理者の数を増員することができる。

2 前項ただし書の規定により区長代理者を増員させる場合の基準は、おおむね100世帯ごとに1名とする。

3 行政区長等は、当該行政区の推薦により町長が委嘱する。

第5条 行政区長は、行政区を代表し、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 地域住民に対する連絡事項の伝達及びその周知徹底に関すること。

(2) 町の広報紙、回覧文書等の配布に関すること。

(3) その他町長が必要と認めた事項

2 区長代理者は、行政区長を補佐し、行政区長に事故があるときは、その職務を代理する。

第6条 行政区長等の任期は、2年とする。ただし、補欠による行政区長等の任期は、前任者の残任期間とする。

2 行政区長等は、再任されることができる。

3 行政区長等は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第7条 町は、行政区に対して、毎年度予算の範囲内において運営費を交付するものとする。

第8条 行政区長等の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年白岡町条例第5号)の定めるところによる。

第9条 この規則に定めるもののほか、行政区に関し必要な事項は、町長が別に定める。

※以下、省略

※自治会とは、市町村内の住民等によって自発的に組織された、生活を運営するための任意団体(法人化した地縁団体等も含む)

課題・論点

☐ ③について。この条例では「町民」は広く捉えたはずであるが、「生活している」(居住する)人に限定するのか？

☐ 現状認識。現在の行政区長の視点から考える必要もあるだろう。町民が提言するシステムが余りない。

☐ 「行政区」を定義づけすることで、「考え方」がすっきりするのではないかな。

【6／5第17回つくる会全体会議での委員の意見】

【6／ 第9回作業部会の案】

※このシートを提出してください。

第8回作業部会の記録シート(H22. 5. 26)

大項目 VI 地域自治・コミュニティ 中項目 2地域活動 H22. 現在

1 内 容 ※文章化してください。

【5/26第8回作業部会の案】

- ①地域活動とは、行政区(自治会)、ボランティア(NPO、NGOを含む。)など、町内で自主的に行われているものを言います。
- ②町民は、地域活動を通じ、地域課題の解決と自己実現を図り、地域の活性化に努めます。

【6/5第17回つくる会全体会議での委員の意見】

※作業部会の案を根本から作成しなおすこととなった。

【6/ 第9回作業部会の案】

2 趣 旨 ※上記の文章にした趣旨(ねらい)を記入します。

【5/26第8回作業部会の案】

地域活動の定義及び地域活動で目指すものについて明確にする項目です。

【6/5第17回つくる会全体会議での委員の意見】

【6/ 第9回作業部会の案】

3 考え方 ※どうしてその表現内容になったか、考え方などを記入します。

【5/26第8回作業部会の案】

- ①地域活動の原点は「個」の活動であり、「個」の集合体がコミュニティ団体です。ここでは、コミュニティ団体を例示することにより、地域活動を定義したものです。
- ②行政区は、町民に身近な地域活動の場として重要です。活動を通じて自治意識が向上し、自治が実現されと考えます。地域活動を行うことによって、自治を体現できる人材が育成され、ひいては行政運営の場でも活動することが期待されます。

課題・論点

- ☐ 現在までに議論してきたことを踏まえ、「地域自治」のことを書きたいのだから、地域活動の重要性などを膨らませて書いてはどうか。(または他の中項目で書くのか?)今のままでは、定義や、地域活動を行う「町民の責務」になってしまうのでは?

【6/5第17回つくる会全体会議での委員の意見】

【6/ 第9回作業部会の案】

※このシートを提出してください。

(目的)

第1条 この条例は、町民の知る権利を尊重し、地方自治の本旨にのっとり、町民の町政情報の公開を求める権利を明らかにするとともに、町政情報の公開について必要な事項を定めることにより、町の諸活動を町民に説明する責務が全うされるようにし、町民の町政への参加を促進し、町政に対する町民の理解と信頼を深め、もって開かれた町政の一層の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 町政情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第11条において同じ。)で、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの

イ 町の図書館において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(2) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会及び白岡町土地開発公社をいう。

(3) 町政情報の公開 実施機関がこの条例の規定(第14条及び附則第3項の規定を除く。)に基づき、町政情報を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することをいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、第1条の目的を達成するため、町政情報は原則として公開するものとし、町民の町政情報の公開を求める権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、運用するものとする。

2 実施機関は、町政情報の公開に当たっては、個人の尊厳を守るため、個人に関する情報を最大限に保護しなければならない。

3 実施機関は、町政情報の適正な管理及び町政情報の公開の手続その他この条例に基づく事務の公正かつ能率的な運営に努めなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより町政情報の公開を受けたものは、これによって得た情

報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

(町政情報の公開を請求できるもの)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対して、町政情報の公開(第3号から第5号までに掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る町政情報の公開に限る。)を請求することができる。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 町内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 町内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

(公開しないことができる町政情報)

第6条 実施機関は、公開の請求に係る町政情報に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該町政情報の公開をしないことができる。

- (1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により、公開することができないとされている情報

- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により、何人でも閲覧することができるとされている情報

イ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報

ウ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であつて、公開することが公益上必要と認められるもの

- (3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要と認められる情報

イ 町民の生活に影響を及ぼす法人等の違法又は著しく不当な行為に関する情報であつて、公開することが必要と認められるもの

ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であつて、公開することが公益上必要と認められるもの

- (4) 町の機関内部若しくは機関相互又は町の機関と国等(国又は他の地方公共団体をいう。以下同じ。)の機関との間における審議、検討、調査研究等の意思決定過程における情報であつて、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの

- (5) 町の機関と国等の機関との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがある

ると認められるもの

(6) 町又は国等の機関が行う検査、監査、取締りの計画、争訟及び交渉の方針、入札の予定価格、試験の問題、職員の身分取扱いその他の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業の公正かつ適正な執行を著しく困難にするおそれがあると認められるもの

(7) 人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の捜査及び予防その他の公共の安全と秩序の維持のため、公開しないことが必要であると認められる情報

(町政情報の部分公開等)

第7条 実施機関は、公開の請求に係る町政情報に前条の規定により公開しないことができる情報が含まれている場合において、その部分を容易に、かつ、公開の請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて当該町政情報の公開をしなければならない。

2 実施機関は、前条の規定により公開しないことができる町政情報であっても、期間の経過により、同条各号のいずれにも該当しなくなったときは、当該町政情報の公開をしなければならない。

(町政情報の公開の請求方法)

第8条 第5条の規定により、町政情報の公開を請求しようとするものは、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 住所及び氏名(法人等にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- (2) 公開の請求に係る町政情報の件名又は内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

(存否応答拒否)

第9条 前条の規定による請求に対し、当該請求に係る町政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第6条の規定において保護しようとする利益を害することとなるときは、実施機関は、当該町政情報の存否を明らかにしないで当該請求を拒否することができる。

(町政情報の公開の請求に対する決定等)

第10条 実施機関は、第8条の規定による請求があつたときは、当該請求を受理した日から起算して15日以内に、当該請求に対する可否の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに第8条の規定により請求したもの(以下「請求者」という。)に対し、当該決定の内容を通知しなければならない。

3 前項の場合において、町政情報の公開をしない旨の決定(第7条第1項の規定により、公開の請求に係る町政情報の一部を公開しないこととするとき、前条の規定により公開の請求を拒否するとき及び公開の請求に係る町政情報を保有していないときを含む。以下「非公開決定」という。)をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該町政情報が期間の経過により公開できるものとなる場合であつて、その期日が明示できる

ときは、その期日を併せて通知しなければならない。

- 4 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の規定による決定をすることができないときは、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに請求者に対し、当該延長の理由及び決定できる期日を通知しなければならない。
- 5 実施機関は、第1項の規定による決定をする場合において、当該決定に係る町政情報に町以外の第三者に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

(町政情報の公開の実施及び方法)

第11条 実施機関は、前条第1項の規定により町政情報の公開を決定したときは、速やかに請求者に対し、当該町政情報の公開をしなければならない。

- 2 実施機関は、公開の請求に係る町政情報を直接公開することにより、当該町政情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、当該町政情報を複写したもの(電磁的記録その他これに類するものについては、当該町政情報から出力し、又は採録したもの)により町政情報の公開をすることができる。

(手数料等)

第12条 町政情報の公開等に係る手数料は、無料とする。

- 2 町政情報の公開等において、町政情報の写しの交付(前条第2項に規定する町政情報を複写したものの交付をする場合を含む。)を行う場合の当該写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

(不服申立て)

第13条 実施機関は、第10条第1項の規定による決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが明らかに不適法であることを理由として却下するとき及び非公開決定を取り消すときを除き、遅滞なく白岡町情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てについての決定を行わなければならない。

(町政情報の任意的公開)

第14条 実施機関は、第5条の規定により町政情報の公開を請求することができるもの以外のものから町政情報の閲覧若しくは視聴又は写しの交付の申出があった場合は、これに応ずるよう努めなければならない。

(町政情報の検索資料の作成等)

第15条 実施機関は、町政情報を検索するために必要な資料を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(町政情報の整備等及び情報公開・個人情報保護審議会)

第16条 実施機関は、町政情報の整備、町政情報の公開手続等の迅速化その他この条例に基づく事務の公正かつ能率的な運営を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 実施機関は、前項の規定により、町政情報の公開に関する制度の改善についての施策を立案し、及び実施するに当たっては、白岡町情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。

(運用状況の公表)

第17条 町長は、毎年度1回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(情報提供の充実)

第18条 実施機関は、この条例の定めるところにより町政情報の公開を行うほか、町政に関する情報を町民に積極的に提供するよう努めるものとする。

(出資法人への要請)

第19条 町が出資その他の財政支出を行う法人(第2条第2号の白岡町土地開発公社を除く。以下「出資法人」という。)で実施機関が定めるものは、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する文書その他情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、当該出資法人に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(指定管理者への要請等)

第20条 前条の規定は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により同項の指定管理者の指定を受けた者に同法第244条第1項に規定する公の施設の管理を行わせる場合について準用する。この場合において、前条第1項中「保有する文書」とあるのは、「保有する公の施設の管理に係る文書」と読み替えるものとする。

(他の法令等との調整)

第21条 この条例は、他の法令等の規定により、町政情報を閲覧し、若しくは縦覧し、又は町政情報の謄本、抄本等の交付を受けることができる場合については、適用しない。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例は、平成7年4月1日以後に実施機関が作成し、又は取得した町政情報について適用する。

(適用日前の町政情報の任意的公開)

- 3 実施機関は、前項に規定する適用日前に作成し、又は取得した町政情報について閲覧若しくは視聴又は写しの交付の申出があった場合は、これに応ずるよう努めなければならない。

附 則(平成12年3月15日条例第13号)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正後の白岡町情報公開条例第6条の規定は、この条例の施行の日以後に実施機関が作成し、又は取得した情報について適用し、同日前に実施機関が作成し、又は取得した情報については、なお従前の例による。

附 則(平成14年3月20日条例第9号)

- 1 この条例は、平成14年9月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前の白岡町情報公開条例(以下「旧条例」という。)第13条の閲覧、視聴又は写しの交付の申出に対し、閲覧、視聴又は写しの交付に応ずる旨の回答を行ったが閲覧、視聴又は写しの交付を実施していない町政情報について、施行日以後に閲覧、視聴又は写しの交付を実施する場合における手数料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行日前に旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の白岡町情報公開条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成19年6月27日条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。

目次

第1章 総則(第1条―第5条)

第2章 実施機関における個人情報の取扱い(第6条―第12条)

第3章 保有個人情報の開示及び訂正等(第13条―第22条)

第4章 受託者等が取り扱う個人情報の保護(第23条・第24条)

第5章 雑則(第25条―第30条)

第6章 罰則(第31条―第34条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、町民の自己を本人とする保有個人情報の開示、訂正等を求める権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、文書、図画、フィルム及び電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録媒体をいう。以下同じ。)に記録されるもの又は記録されたものをいう。
- (2) 保有個人情報 町政情報(白岡町情報公開条例(平成7年白岡町条例第20号)第2条第1号に規定する町政情報をいう。以下同じ。)に記録されている個人情報をいう。
- (3) 個人情報の保管等 個人情報の収集、保管(記録及び保存を含む。)及び利用をいう。
- (4) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会及び土地開発公社をいう。
- (5) 町民 町内に住所を有する者及び町内に住所を有しないが、実施機関に個人情報の保管等をされている者をいう。
- (6) 事業者 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)及び事業を営む個人をいう。
- (7) 電子計算組織 与えられた一連の処理手順に従い、電子計算機及びその関連機器を利用して事務を処理する組織をいう。

(8) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

(9) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、個人情報の保管等を行うに当たっては、個人の権利利益を尊重し、個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、その所管職員に対して、個人情報の取扱いに関する教育及び研修を行い、指導及び監督に努めなければならない。

3 実施機関の職員は、その職務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業の実施に当たって個人情報の保管等を行うときは、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報に係る個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する町の施策に協力するものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないように努めるものとする。

2 町民は、個人情報の保護に関する町の施策に協力するものとする。

第2章 実施機関における個人情報の取扱い

(個人情報の保管等の一般的制限)

第6条 実施機関は、個人情報の保管等を行うに当たっては、その所掌する事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で行わなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる個人情報の保管等を行ってはならない。ただし、法令若しくは条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき又は白岡町情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて、職務執行上特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(1) 思想、信条及び宗教に関する個人情報

- (2) 犯罪に関する個人情報
- (3) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報
- (4) 前3号に定めるもののほか、審議会の意見を聴いて、権利利益を侵害するおそれがあると実施機関が認めた個人情報

(個人情報ファイルの届出等)

第7条 実施機関は、個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、町長に対し、次に掲げる事項を届け出なければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
 - (2) 個人情報ファイルの利用の目的
 - (3) 個人情報ファイルの内容
 - (4) 個人情報ファイルの対象となる個人の範囲
 - (5) 前各号に定めるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定により届け出た事項を変更し、又は個人情報ファイルを廃止するときは、あらかじめ、その旨を町長に届け出なければならない。
- 3 町長は、前2項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。
- 4 町長は、第1項及び第2項の規定による届出を受理したときは、その内容を町民の閲覧に供さなければならない。

(収集の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、収集の目的及び根拠を明らかにして、本人から直接収集しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外のものから個人情報を収集することができる。
- (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 出版、報道その他これらに類する行為により公表された事実であるとき。
 - (4) 町民の生命、身体又は財産に対する安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 前各号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上必要があると認めたとき。
- 3 実施機関は、前項第4号の規定により本人以外のものから個人情報を収集したときは、速やかにその事実を本人に通知しなければならない。
- 4 法令等の規定により、本人又はその代理人が申請行為等を行った場合は、第1項の規定による収集がなされたものとみなす。

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、第7条第1項の規定により届け出た利用の目的の範囲を超えて保有個人情報の利用(以下「目的外利用」という。)又は実施機関以外のものに保有個人情報の提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、目的外利用又は外部提供(以下「目的外利用等」という。)をすることができる。ただし、目的外利用等をすることによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 実施機関が所掌する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を実施機関の内部又は相互間において利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 国の機関又は他の地方公共団体に保有個人情報を提供する場合において、当該保有個人情報の提供を受ける者が、法令等の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(5) 町民の生命、身体又は財産に対する安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(6) 前各号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、特に必要があると認めたとき。

3 実施機関は、前項の規定により目的外利用等をしたときは、次に掲げる事項を記録し、町長に届け出なければならない。

(1) 目的外利用等をした保有個人情報の名称

(2) 目的外利用等をした保有個人情報の内容

(3) 目的外利用等の理由

(4) 前3号に定めるもののほか、実施機関が定める事項

4 実施機関は、第2項第5号の規定により目的外利用等をしたときは、速やかにその事実を本人に通知するとともに、審議会に報告しなければならない。

第10条 削除

(電子計算組織の結合の制限)

第11条 実施機関は、電子計算組織により保有個人情報を処理する場合において、実施機関以外の電子計算組織と通信回線等による結合をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 実施機関が審議会の意見を聴いて、公益上特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき。

(適正管理)

第12条 実施機関は、保有個人情報を取り扱うときは、次に掲げる事項について必要な措置を講じ、適正に維持管理をしなければならない。

- (1) 保有個人情報をその利用目的に照らして、正確かつ最新のものとする。
 - (2) 保有個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。
- 2 実施機関は、必要でなくなった保有個人情報については、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。
- 3 実施機関は、前2項の規定による事務を処理させるため、保有個人情報保管等管理者を定めなければならない。

第3章 保有個人情報の開示及び訂正等

(開示の請求等)

第13条 町民は、実施機関に対して、自己を本人とする保有個人情報の閲覧若しくは視聴又は写しの交付(以下「開示」という。)を請求することができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する保有個人情報については、開示をしないことができる。
- (1) 法令等の定めるところにより、開示することができないとされているもの
 - (2) 個人の評価、判定、指導、選考等に関する情報であつて、本人に開示することにより、当該評価、判定、指導、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの
 - (3) 本人に開示することにより、実施機関の公正又は適正な職務執行が著しく妨げられると認められるもの
 - (4) 前3号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、開示しないことが適當であると認めたもの
- 3 実施機関は、開示の請求に係る保有個人情報に前項各号のいずれかに該当する保有個人情報が含まれている場合において、その部分を容易に、かつ、開示の請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて当該保有個人情報を開示しなければならない。
- 4 実施機関は、第2項各号に規定する保有個人情報であっても、期間の経過により、同項各号のいずれにも該当しなくなったときは、これを開示しなければならない。

(訂正の請求)

第14条 町民は、自己を本人とする保有個人情報の記録について事実の記載に誤りがあると認めるとき又は事実の記載が不完全であると認めるときは、実施機関に対して、当該保有個人情報

報の訂正を請求することができる。

(削除の請求)

第15条 町民は、実施機関が第6条の規定による制限を超え、又は第8条第1項若しくは第2項の規定によらないで自己を本人とする保有個人情報を収集したと認めるときは、当該実施機関に対して、当該保有個人情報の削除を請求することができる。

(中止の請求)

第16条 町民は、実施機関が第9条第1項若しくは第2項の規定に反して自己を本人とする保有個人情報の目的外利用等をしていると認めるとき、又は目的外利用等をするおそれがあると認めるときは、当該実施機関に対して、当該目的外利用等の中止を請求することができる。

(請求の方法)

第17条 第13条第1項の規定による保有個人情報の開示、第14条の規定による保有個人情報の記載の訂正、第15条の規定による保有個人情報の削除又は前条の規定による目的外利用等の中止を請求しようとする者(未成年者又は成年被後見人の法定代理人を含む。以下同じ。)は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
 - (2) 請求に係る保有個人情報の記録の名称又は内容
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 前項の規定により請求しようとする者は、当該保有個人情報に係る本人又はその法定代理人であることを証明する書類等を提示しなければならない。

(請求に対する決定等)

第18条 実施機関は、前条第1項の規定による請求があったときは、当該請求を受理した日から起算して15日以内に、当該請求に対する可否の決定をしなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに第13条から第16条までの規定により請求した者(以下「請求者」という。)に対し、当該決定の内容を通知しなければならない。
- 3 前項の場合において、請求に係る保有個人情報の全部又は一部の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止をしない旨の決定をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該保有個人情報が期間の経過により開示できるものとなる場合であって、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。
- 4 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の規定による決定をすることができないときは、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに請求者に対し、当該延長の理由及び決定できる期日を通知しなければならない。

(開示等の実施及び方法)

第19条 実施機関は、前条第1項の規定により、保有個人情報の開示を決定したときは、速やかに請求者に対し、当該保有個人情報の開示をしなければならない。

2 実施機関は、開示の請求に係る保有個人情報を直接開示することにより、当該保有個人情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、当該保有個人情報を複写したもの(電磁的記録媒体に記録されたものについては、当該保有個人情報から出力し、又は採録したもの)により開示することができる。

3 保有個人情報の開示の請求者は、当該開示に係る本人又はその法定代理人であることを証明する書類等を提示しなければならない。

4 実施機関は、前条第1項の規定により、保有個人情報の訂正、削除又は目的外利用等の中止を決定したときは、速やかに当該保有個人情報の訂正、削除又は目的外利用等の中止をしなければならない。

(開示の請求の特例)

第20条 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報について、保有個人情報の開示を請求しようとする者は、第17条第1項の規定にかかわらず、当該保有個人情報の本人であることを証明するものを提示して、口頭により請求することができる。

2 実施機関は、前項の規定による開示の請求があったときは、第18条第1項の規定にかかわらず、速やかに開示するものとする。

(手数料等)

第21条 保有個人情報の開示、訂正、削除及び目的外利用等の中止に係る手数料は、無料とする。

2 保有個人情報の開示において、保有個人情報の写しの交付(第19条第2項に規定する保有個人情報を複写したものの交付をする場合を含む。)を行う場合の当該写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

(不服申立て)

第22条 実施機関は、第18条第1項の規定による決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが明らかに不適法であることを理由として却下するとき及び不開示決定等を取り消すときを除き、遅滞なく白岡町情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てについての決定を行わなければならない。

第4章 受託者等が取り扱う個人情報の保護

(業務の委託等)

第23条 実施機関は、業務を外部に委託するとき又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により同項の指定管理者の指定を受けた者(以下「指定管理者」という。)に同法第244条第1項に規定する公の施設(以下「公の施設」という。)の管理を行わせる場合であって当該業務で個人情報を取り扱うときは、当該業務の委託を受けた者(以下「受託者」という。)又は指定管理者に対して、個人情報の保護を図るため、個人情報の適正な管理について必要な措置を講じさせなければならない。

(受託者等の責務)

第24条 受託者又は指定管理者は、当該業務の範囲内で、個人情報の保護を図るため、個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から委託を受けた業務又は指定管理者が管理する公の施設の業務において、個人情報を取り扱う業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

第5章 雑則

(運用状況の公表)

第25条 町長は、毎年度1回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(個人情報保護相談)

第26条 町民は、実施機関に対して、この条例に規定する個人情報の保管等について、相談の申出をすることができる。

2 実施機関は、前項の規定による相談の申出を受けた場合において、必要があると認めるときは審議会の意見を聴いて、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者に対する指導、助言等)

第27条 町長は、事業者が個人情報の保護のための適切な措置を講ずるよう、事業者に対し、指導、助言等必要な措置を行うことができる。

2 町長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っているおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

3 町長は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

4 町長は、事業者が第2項の説明又は資料の提出を正当な理由がなく拒んだとき又は前項の規定による勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

5 町長は、前項の規定により事実を公表しようとするときは、あらかじめ当該事業者に対し、

意見を述べる機会を与えるとともに、審議会に諮問し、その意見を聴かなければならない。

(出資法人への要請等)

第28条 町が出資その他の財政支出を行う法人(第2条第4号の土地開発公社を除く。以下「出資法人」という。)で実施機関が定めるものは、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保管等している個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、当該出資法人に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(他の法令等との調整)

第29条 この条例は、他の法令等の規定により、保有個人情報の開示、訂正、削除又は目的外利用等の中止の請求ができる場合については、適用しない。

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

第6章 罰則

第31条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第24条第1項に規定する受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者の管理する公の施設の管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第8号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第32条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第33条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録媒体に記録されたものを収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第34条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の際、現に実施機関が行っている個人情報の保管等及び電子計算組織による個人情報の処理については、この条例の規定により行った個人情報の保管等及び電子計算組織による個人情報の処理とみなす。

附 則(平成12年3月15日条例第12号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年6月26日条例第20号)

この条例は、平成14年9月1日から施行する。

附 則(平成19年6月27日条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。
(白岡町個人情報保護条例の改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の白岡町個人情報保護条例第7条第1項の規定により実施機関が行っている個人情報の保管等の届出については、第1条の規定による改正後の白岡町個人情報保護条例(以下「改正後の条例」という。)第7条第1項の規定により実施機関が行った個人情報ファイルの保有の届出とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に実施機関が保有している個人情報ファイルについての第1条の規定による改正後の条例第7条第1項の規定の適用については、同項中「保有しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「保有しているときは、この条例の施行後遅滞なく」とする。
(白岡町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)
- 4 白岡町情報公開・個人情報保護審査会条例(平成7年白岡町条例第22号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(白岡町情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正)
- 5 白岡町情報公開・個人情報保護審議会条例(平成7年白岡町条例第23号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

条例の素案に盛り込みたい項目とその考え方（理由）シート（H22. 6. 5現在）

1 大項目	情報公開・情報共有
2 中項目	
3 小項目(あれば)	
4 盛り込みたい具体的な内容・表現・趣旨など ※完全な条文形式とする必要はありませんが、 <u>文章化してください。</u>	
5 その理由(考え方・説明・意義など) ・盛り込むことの目的(理由・背景) ・目標とする状態・姿、現状分析・課題・方向性 など	
6 議論の経過・経緯の記録	
7 今後、検討すべき事項・注意すべき点など ・残された課題(結論が出なかった事項) ・今後も継続して議論を要する事項	

※「中項目」の数が多いと思う場合は、適宜項目を集約し、このシートを提出してください。